

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月20日
【計算期間】	第1期 自 2018年9月20日 至 2019年6月20日
【ファンド名】	ステート・ストリート 債券タームスプレッド・プレミアム戦略オープン
【発行者名】	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 孝
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	中川 祐子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	03－4530－7409
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、中長期的な観点から、安定的な投資成果の獲得を目指して運用を行う事を基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 (債券先物) 資産複合 ()	インデックス型 特殊型 (ロング・ショート型／ 絶対収益追求型)

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	その他資産 (債券先物)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的にその他資産（債券先物）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (ロング・ショート型／絶対収益追求型)	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			
一般	年2回	日本			
大型株	年4回	北米			ブル・ベア型
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	
債券	年12回 (毎月)	アジア			条件付運用型
一般	日々	オセアニア			
公債		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	
社債	その他	アフリカ			ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
その他債券	()				
クレジット属性 ()		中近東 (中東)			
不動産投信		エマー ジング			その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (債券先物)))					
資産複合					
資産配分固定型					
資産配分変動型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (債券先 物)))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
特殊型	ロング・ショート型／ 絶対収益追求型	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ ファンドの特色

主要先進国における長短金利差(タームプレミアム)に基づくファクター・プレミアムの確保を目指す国内投資信託「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>」を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- 日本円短期金利(無担保コール翌日物)を上回る運用を目指します。
- 「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>」の組入比率は原則として高位を維持し、「短期国債ファンドVA<適格機関投資家限定>」の組入れも行います。
- 「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>」において、以下のような運用を行います。
 - 主要先進国の長短金利差(タームプレミアム)に基づくファクター・プレミアムを確保するために、定量的・システムティックなプロセスを通じて、対象国に上場されている10年国債先物取引を活用してロング/ショート・ポジションを構築します。
 - 原則として、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、および、スウェーデンの8ヶ国に上場される10年国債先物取引を取引対象としますが、市場流動性等を勘案して一部の国を除外する場合や対象国を変更する場合があります。
 - 対象国における長短金利差(タームプレミアム)の格差に着目し、長短金利差のランキングに従い、上位国の10年国債先物取引のロング(買い建て)、および、下位国の10年国債先物取引のショート(売り建て)を行います。
 - ロング(買い建て)、および、ショート(売り建て)の実質的なポジションは、それぞれ原則として信託財産の純資産総額の100%相当額とします。
 - 組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。

1. 長短金利差(タームプレミアム)のランキング

* 評価対象は、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、スウェーデンの8か国から流動性や信用力等の観点で選択します



2. ポートフォリオ構築



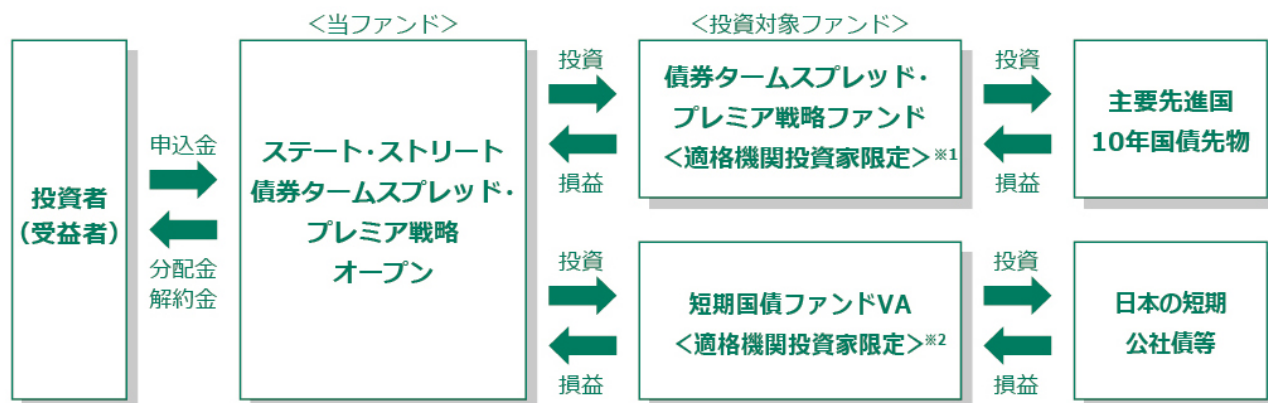
- 組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年9月20日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。



※1 短期国債マザーファンドへの投資も行います。

※2 短期国債マザーファンドへの投資を通じて運用を行います。

② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

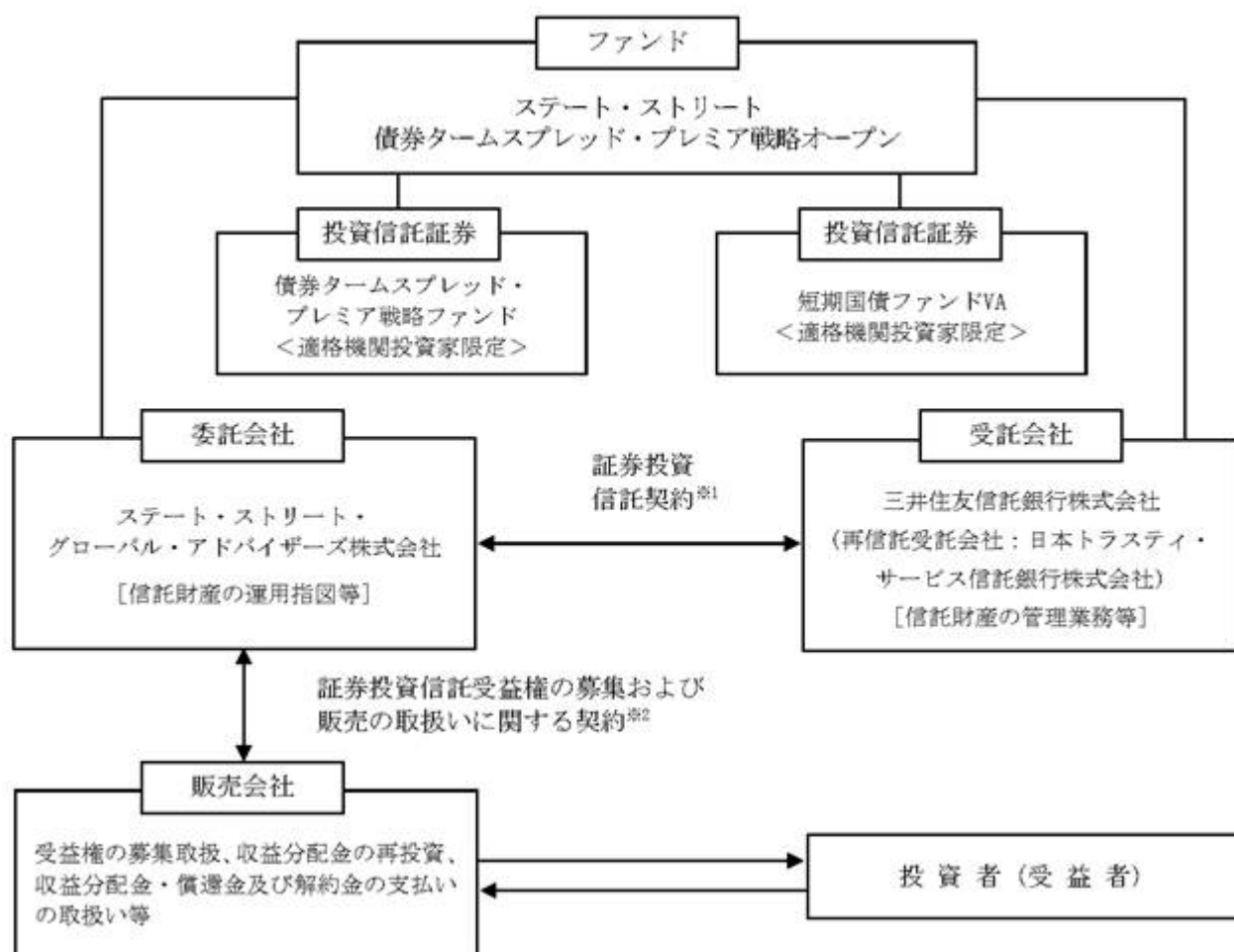
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
1998年3月31日	投資顧問業の登録
1998年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者の登録
2008年7月1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、中長期的な観点から、安定的な投資成果の獲得を目指して運用を行います。

- ① 日本円短期金利（無担保コール翌日物）を上回る運用を目指します。
- ② 債券タームスプレッド・プレミアム戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞の組入比率は原則として高位を維持し、短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞受益証券の組入れも行います。
- ③ 債券タームスプレッド・プレミアム戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞においては、以下の運用を行います。
 - (a) 主要先進国の長短金利差（タームプレミアム）に基づくファクター・プレミアムを確保するために、定量的・システムティックなプロセスを通じて、対象国に上場されている10年国債先物取引を活用してロング／ショート・ポジションを構築します。
 - (b) 原則として日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアおよびスウェーデン（以下「対象国」といいます。）の8ヶ国に上場されている10年国債先物取引を取引対象としますが、市場流動性等を勘案して一部の国を除外する場合や対象国を変更する場合があります。
 - (c) 対象国における長短金利差（タームプレミアム）の格差に着目し、長短金利差のランキングに従い、上位国の10年国債先物取引のロング（買建）および下位国の10年国債先物取引のショート（売建）を行います。対象国の10年国債先物取引のロング（買建）およびショート（売建）の実質的なポジションは、それぞれ原則として信託財産の純資産総額の100%相当額とします。
 - (d) 組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。
- ④ 短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞においては、日本短期国債に投資を行います。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的と

して、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。

- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託会社もしくは委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律 第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- （a）有価証券
- （b）金銭債権
- （c）約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

- （a）為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞」および「短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します（信託約款第15条1項）。

１）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１）の証券の性質を有するもの

３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３）の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第15条2項）。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第15条3項）。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします（信託約款第18条第1項）。

＜投資対象とする投資信託の概要＞

債券タームスプレッド・プレミアム戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞

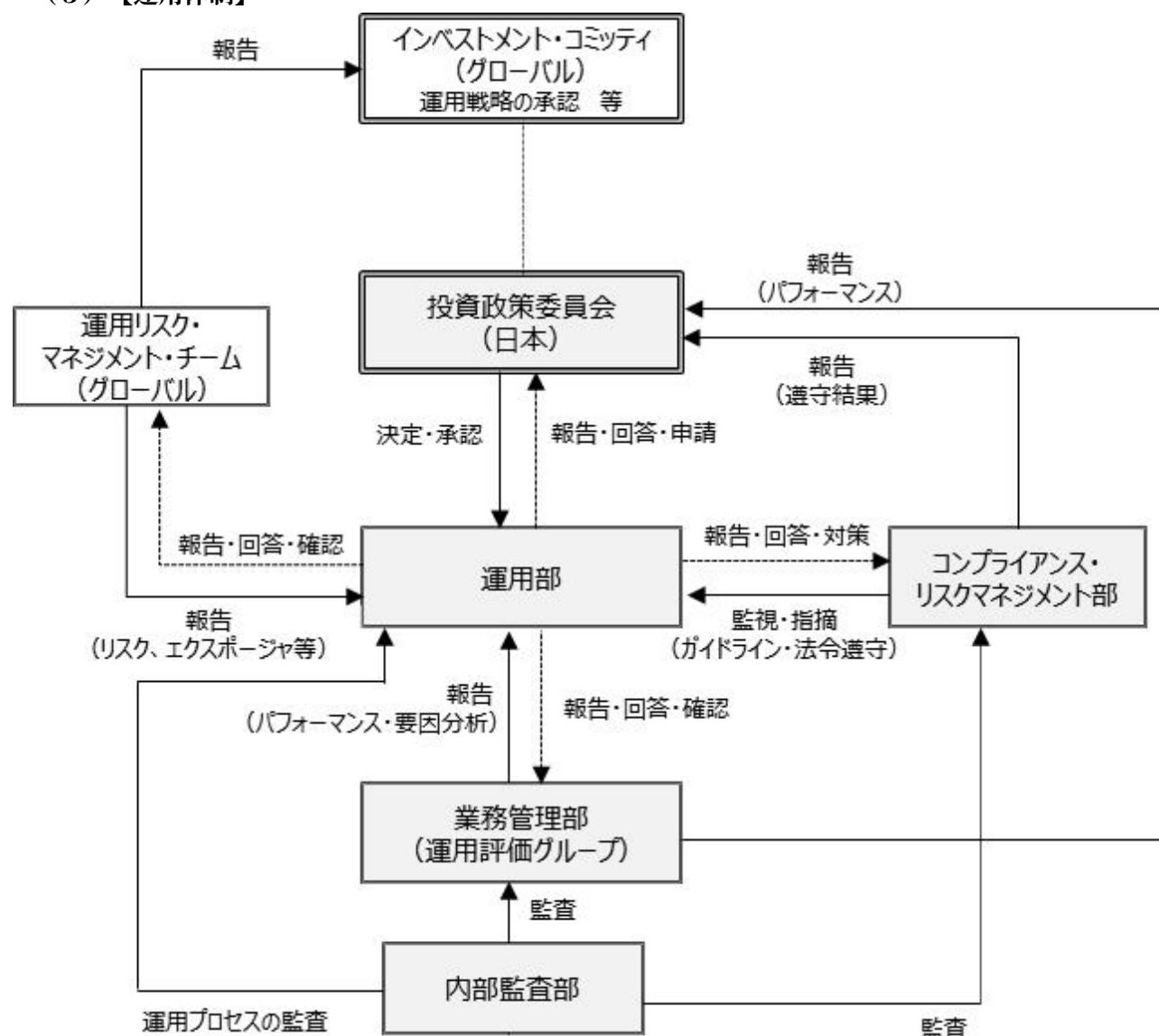
商品分類	追加型投資信託／海外／その他資産・・・ファミリーファンド方式
運用の基本方針	主要先進国の長短金利差（タームプレミアム）に基づくファクター・プレミアムを確保するために、定量的・システムティックなプロセスを通じて、対象国に上場されている10年国債先物取引を活用してロング／ショート・ポジションを構築し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いつつ、短期国債マザーファンドへの投資を通じて実質的に日本短期国債に投資を行うことにより、中長期的な観点から、安定的な投資成果の獲得を目指して運用を行います。
主な投資制限	・対象国の10年国債先物取引のロング（買建）およびショート（売建）の実質的なポジションは、それぞれ原則として信託財産の純資産総額の100%相当額とします。 ・マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ・株式の実質投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
決算日	毎年6月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日、初回決算日：2019年6月20日）
収益分配方針	収益は、信託終了（償還）時まで信託財産中に留保し、期中には分配は行いません。留保益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.0594%^{*1}（税抜0.055%）を乗じて得た額とします。 内訳：委託0.0324%^{*2}（税抜0.03%）、販社0.0054%^{*3}（税抜0.005%）、受託0.0216%^{*4}（税抜0.02%） ＊消費税率が10%に引き上げられる場合は、*1は年率0.0605%、*2は0.033%、*3は0.0055%、*4は0.022%になります。
設定日	2018年2月28日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

短期国債ファンドV A＜適格機関投資家限定＞

商品分類	追加型投資信託／国内／債券・・・ファミリーファンド方式
運用の基本方針	短期国債マザーファンドへの投資を通じて、国債を中心に日本の短期公社債等に実質的な投資を行い、安定した投資成果の獲得をめざして運用を行います。
主な投資制限	・マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ・公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ・満期1年を超える公社債への実質投資は行いません。 ・株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への実質投資は行いません（外貨建資産割合は0%）。
決算日	毎年4月15日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）

収益分配方針	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ① 長期的な信託財産の運用に資するため、収益分配金は少額に抑える事を基本方針とします。 ② 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます)等の範囲内とします。 ③ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ④ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	信託報酬の総額：0.0648%^{*1}（税抜0.06%） 内訳：委託0.0324%^{*2}（税抜0.03%）、販社0.0108%^{*3}（税抜0.01%）、受託0.0216%^{*4}（税抜0.02%） *消費税率が10%に引き上げられる場合は、*1は0.066%、*2は0.033%、*3は0.011%、*4は0.022%になります。
設定日	2009年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ (SSGA) のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行っています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意

図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

毎決算時（原則として６月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜収益分配金に関する留意事項＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- １）投資信託証券の投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への直接投資は行いません。
- ３）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ４）外貨建て資産への直接投資は行いません。
- ５）デリバティブの直接利用は行いません。
- ６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

１）公社債の借入れ（信託約款第18条）

- （a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 上記（a）の指図にあたっては、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記（a）の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

2) 資金の借入れ（信託約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に主要先進国の10年国債先物に投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があります、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスク、および、留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスク、および、留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 買い建て・売り建てポジションを構築する戦略のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、定量的なプロセスを通じて、主要先進国の上場債券先物のロング（買い建て）とショート（売り建て）のポジションを構築する戦略により投資収益を追求しますが、当戦略がその目的を達成できる保証はありません。買い建てた先物の価格が、売り建てた先物の価格より値下がりした場合、もしくは、売り建てた先物の価格が買い建てた先物の価格より値上がりした場合等には損失が発生し、それに伴い、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、各国債券先物の連動性は高いと想定されるものの、買い建てた先物が値下がりし、売り建てた先物が値上がりする等、逆の動きにより双方で損失が出る場合には、基準価額の下落が大きく拡大する可能性があります。

② デリバティブ取引のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、主に主要先進国の上場債券先物に投資を行ない、それに伴って発生した為替リスクを店頭取引である為替先渡取引を用いてヘッジします。債券先物や為替先渡取引等デリバティブ取引は、投資目的を効率的に達成するために用いられ、または価格変動の影響を回避する目的で用いられませんが、その取引にはコストとリスクが伴い、その目的が達成される保証はありません。

デリバティブ取引は、一般的に小額の証拠金・担保金等を差入れることで、より大きな金額の取引を行ないます。当ファンドの主要投資対象ファンドでは、原則として、債券先物のロングとショートのポジションをそれぞれファンド純資産総額の100%程度構築して維持します。それにより、いわゆるレバレッジがかかることにより、市場価格の変動が増幅されて大きな影響を被る可能性があります。

また、デリバティブ取引の相手方が破綻するなどして、契約が履行されずに損失を被るリスクがあります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

③ 債券投資のリスク

当ファンドの主要投資対象ファンドは、主に主要先進国の上場債券先物に投資を行ないます。債券先物の価格は、世界各国の金融・財政政策、経済政治動向や各国市場動向等に応じて変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

当ファンドで債券先物を買って建てた国の金利が上昇すれば、先物価格が下落し、損失が発生する場合があります。また、売り建てた国の金利が低下すれば、先物価格が上昇し、損失が発生する場合があります。

当ファンドの運用戦略は、買って建てた先物価格が売り建てた先物価格より相対的に上昇、または、下落幅が少ないことにより中長期的観点から収益獲得を目指しますが、金利の変動により基準価額が大きく下落する可能性があります。

また、債券先物の原資産である国債を発行する国の財務状況により、債務不履行や流動性逼迫に対する懸念等が高まり、先物価格が大きく下落する場合があります。そのような国の債券先物を買って建てていた場合には、基準価額の下落が拡大する可能性があります。

④ 為替変動リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響を完全に回避することはできません。また、為替先渡取引を行う通貨間の金利差等により、為替ヘッジ・コストがかかる場合があります。

⑤ 信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（投資信託またはマザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不

履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦ ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドは、複数の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。当ファンドの信託期間が終了する以前に、主要投資対象とする投資信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。

また、投資対象の投資信託が上場されている場合は、市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する投資信託を大量に売却しなければならない状況においては、投資信託の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

一方、上場されていない場合は、他の投資者による追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当投資信託において有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担が当投資信託の基準価額に影響を及ぼすことがあるため、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

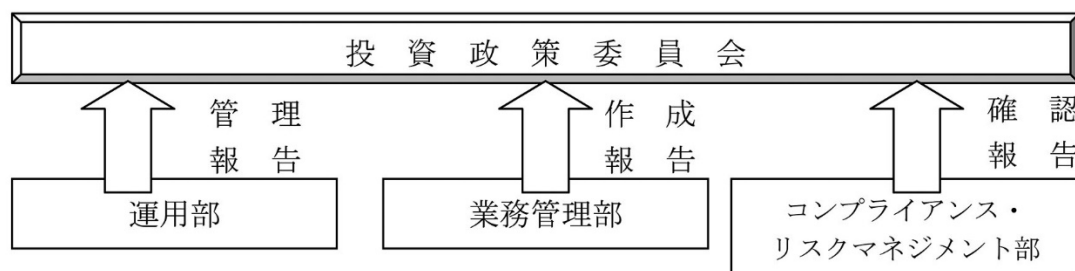
⑧ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞

ファンドの年間騰落率：該当事項はありません。

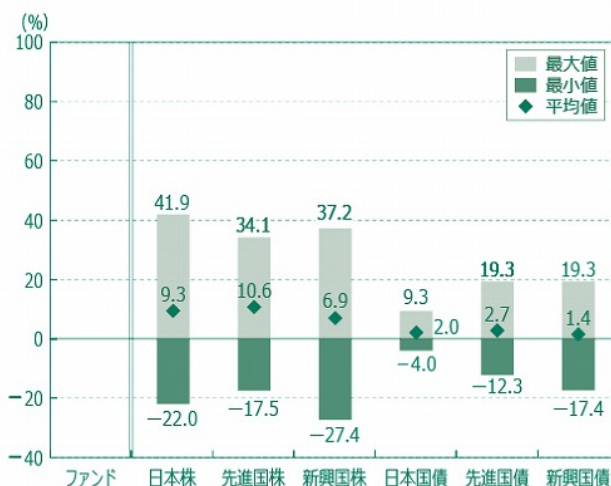
分配金再投資基準価額：2018年9月～2019年7月



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞

ファンドの年間騰落率：該当事項はありません。

代表的な資産クラスの年間騰落率：2014年8月～2019年7月



- ・上記の左グラフは、ファンドの設定日が2018年9月20日のため、グラフの分配金再投資基準価額は2018年9月末以降のデータを表示しています。ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- ・分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・上記の右グラフは、代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。なお、ファンドの年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- ・代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

■「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、純資産総額に対して以下の通りとします。

- 1）純資産総額50億円以下の部分に対して日々のファンドの純資産総額に年率0.4914%^{*}（税抜0.455%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

＊消費税率が10%に引き上げられる場合は、年率0.5005%になります。

- 2）純資産総額50億円超100億円以下の部分に対して日々のファンドの純資産総額に年率0.4374%^{*}（税抜0.405%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

＊消費税率が10%に引き上げられる場合は、年率0.4455%になります。

- 3）純資産総額100億円超の部分に対して日々のファンドの純資産総額に年率0.3294%^{*}（税抜0.305%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

＊消費税率が10%に引き上げられる場合は、年率0.3355%になります。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	純資産総額50億円以下の部分に対して0.42% 純資産総額50億円超100億円以下の部分に対して0.37% 純資産総額100億円超の部分に対して0.27%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.01%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（注）組入れファンドにおいて、別途、運用報酬等として純資産総額に対し年率0.0594%^{*1}（税込）を乗じて得た額が控除されます。

実質的な信託報酬は合計で50億円以下の部分は年率0.5508%^{*2}（税込）、50億円超100億円以下の部分は年率0.4968%^{*3}（税込）、100億円超の部分は年率0.3888%^{*4}（税込）になります。

なお、組入れファンドの運用報酬等は、当資料の作成時点における料率であり、将来変更される可能性があります。

＊消費税率が10%に引き上げられる場合は、＊1は年率0.0605%、＊2は年率0.561%、＊3は年率0.506%、＊4は年率0.396%になります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（１）～（４）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度（NISA）、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収※が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

＜注1＞個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2019年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年7月31日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	692,905,916	99.34
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		4,596,944	0.66
純資産総額		697,502,860	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年7月31日現在)

順位	国／地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	債券タームスプレッド・プレミアム戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞	—	659,878,109	1.0335	682,042,857	1.0499	692,806,026	99.33
2	日本	投資信託受益証券	短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞	—	99,167	1.0074	99,900	1.0073	99,890	0.01
投資比率：合計										99.34

(注1) 全銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.34
合 計		99.34

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産額（円）	
第1期	(2019年 6月20日)	分配付：	635,631,586	分配付：	0.9995
		分配落：	635,631,586	分配落：	0.9995
2018年 9月末日		9,948,919		0.9959	
10月末日		112,745,511		1.0055	
11月末日		287,595,372		1.0031	
12月末日		346,611,462		0.9858	
2019年 1月末日		457,790,432		0.9893	
2月末日		493,288,292		0.9898	
3月末日		540,949,168		0.9954	
4月末日		581,574,519		0.9967	
5月末日		612,547,497		0.9967	
6月末日		642,601,162		1.0025	
7月末日		697,502,860		1.0153	

②【分配の推移】

	計算期間	一口当たりの分配金
第1期	自2018年 9月20日 至2019年 6月20日	0.0000円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1期	自2018年 9月20日 至2019年 6月20日	△0.1%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自2018年 9月20日 至2019年 6月20日	640,835,917	4,914,669	635,921,248

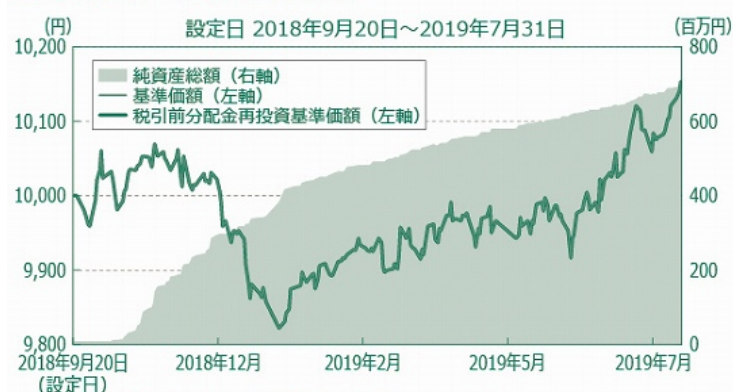
(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

基準価額・純資産の推移

（2019年7月31日現在）



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	10,153円
純資産総額	698百万円

分配の推移

決算期	分配金
第1期（2019年6月20日）	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	投資比率
債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>	99.33%
短期国債ファンドV A <適格機関投資家限定>	0.01%

※全銘柄について記載しています。

※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2018年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から年末まで、2019年は年初から7月末までで算出しております。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、取得申込受付日の翌営業日が米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアのいずれかの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込受付締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3）基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額は、ありません。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

- 8) 換金申込不可日は、原則として、換金申込受付日の翌営業日が米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアのいずれかの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた受益権の換金申込の受け取りを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記4)の規定に準じて計算された価額とします。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（約款18条に定める借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ②証券会社、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「MA債ターム」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記（５）の１）２）３）５）の事由により信託が終了する場合があります。

（４）【計算期間】

- １）当ファンドの計算期間は、毎年６月21日から翌年６月20日までとすることを原則とします。
- ２）上記１）の規定にかかわらず、上記１）の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記（５）の１）２）３）５）に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）信託契約の解約

- （ａ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ｂ）委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託受益証券が存続しないこととなる場合や組入ができなくなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ｃ）委託会社は、上記（ａ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドに係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ｄ）上記（ｃ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（ｄ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ｅ）上記（ｃ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- （ｆ）上記（ｃ）から上記（ｅ）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ｃ）から上記（ｅ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

２）信託契約に関する監督官庁の命令

- （ａ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ｂ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記６）の規定にしたがいます。

３）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - (b) 上記（a）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6）の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6）の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
 - (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6）に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、上記（a）の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (c) 上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 上記（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
 - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - (f) 上記（b）から上記（e）までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - (g) 上記（a）から上記（f）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信

託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2 換金（解約）手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の交付

毎決算時（毎年6月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

（a）交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

（b）運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの第1期計算期間は、約款第27条により、2018年9月20日から2019年6月20日までとしております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2018年9月20日から2019年6月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ステート・ストリート債券タームスプレッド・プレミア戦略オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2019年 6月20日現在)		
資産の部		
流動資産		
金銭信託		5,677
コール・ローン		5,076,548
投資信託受益証券		631,342,757
流動資産合計		636,424,982
資産合計		636,424,982
負債の部		
流動負債		
未払解約金		32,030
未払受託者報酬		40,089
未払委託者報酬		689,596
未払利息		12
その他未払費用		31,669
流動負債合計		793,396
負債合計		793,396
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1	635,921,248
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 3	△289,662
（分配準備積立金）		1,649,752
元本等合計		635,631,586
純資産合計		635,631,586
負債純資産合計		636,424,982

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期
		自 2018年 9月20日
		至 2019年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益		3,103,757
営業収益合計		3,103,757
営業費用		
支払利息		3,817
受託者報酬		79,403
委託者報酬		1,365,705
その他費用		32,152
営業費用合計		1,481,077
営業利益又は営業損失（△）		1,622,680
経常利益又は経常損失（△）		1,622,680
当期純利益又は当期純損失（△）		1,622,680
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△23,283
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		11,549
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		11,549
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,947,174
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,947,174
分配金		※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△289,662

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 (2019年 6月20日現在)
1 期首元本額	9,990,000円
期中追加設定元本額	630,845,917円
期中一部解約元本額	4,914,669円
2 受益権の総数	635,921,248口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は289,662円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 2018年 9月20日 至 2019年 6月20日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,649,752円）、収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は1,649,752円（1万口当たり25円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 (2019年 6月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第1期 (2019年 6月20日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,103,757
合計	3,103,757

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 (2019年 6月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9995 円 (9,995 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞	611,136,468	631,242,857	
	短期国債ファンドV A＜適格機関投資家限定＞	99,167	99,900	
合計		611,235,635	631,342,757	

(注) 投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>」及び「短期国債ファンドV A<適格機関投資家限定>」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同投資信託の受益証券であります。

なお、同投資信託受益証券の状況は次の通りであります。

「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド<適格機関投資家限定>

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2019年 6月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		1,553,170
コール・ローン		1,388,805,823
親投資信託受益証券		2,597,500,200
派生商品評価勘定		70,604,777
前払金		1,196,000
差入委託証拠金		541,521,843
流動資産合計		4,601,181,813
資産合計		4,601,181,813
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		60,945,209
未払受託者報酬		746,450
未払委託者報酬		1,306,174
未払利息		3,501
その他未払費用		535,120
流動負債合計		63,536,454
負債合計		63,536,454
純資産の部		
元本等		
元本	1	4,393,266,616
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		144,378,743
（分配準備積立金）		(99,757,816)
元本等合計		4,537,645,359
純資産合計		4,537,645,359
負債純資産合計		4,601,181,813

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,797,423,898円 611,136,468円 15,293,750円
2 受益権の総数	4,393,266,616口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、債券先物取引、為替予約取引があり、債券先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は外貨建資産の為替変動リスクを回避するために利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、債券価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2019年 6月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△2,499,800
合計	△2,499,800

(注)「当期間」とは当投資信託受益証券の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2019年 6月20日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建				
	AU 10YR BOND	1,286,352,598	—	1,301,435,999	15,083,401
	EURO-OAT	1,744,153,838	—	1,771,104,476	26,950,638
	EURX EUR-BUND	1,300,914,087	—	1,315,521,042	14,606,955
	売建				
	SGX 10YR MINI JGB	1,412,660,000	—	1,413,212,000	△552,000
	10 ULTRA FUT	1,365,640,351	—	1,397,301,980	△31,661,629
	CAN 10YR BON	1,844,467,712	—	1,866,586,752	△22,119,040
	合 計	8,954,188,586	—	9,065,162,249	2,308,325

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	(2019年 6月20日現在)			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	107,934,419	—	105,643,010	△2,291,409
	カナダ・ドル	125,485,298	—	123,089,380	△2,395,918
	イギリス・ポンド	23,575,508	—	22,374,520	△1,200,988
	ユーロ	20,139,432	—	19,767,010	△372,422
	売建				
	アメリカ・ドル	17,664,791	—	17,302,670	362,121
	カナダ・ドル	24,312,300	—	24,179,720	132,580
	オーストラリア・ドル	29,174,418	—	28,801,240	373,178
	イギリス・ポンド	62,418,433	—	58,255,610	4,162,823
	ユーロ	246,755,558	—	238,174,280	8,581,278
	合 計	657,460,157	—	637,587,440	7,351,243

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2019年 6月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0329 円 (10,329 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	短期国債マザーファンド	2,559,113,498	2,597,500,200	
合計		2,559,113,498	2,597,500,200	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「短期国債ファンドⅤA＜適格機関投資家限定＞」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2019年 6月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		57,019
コール・ローン		50,985,405
親投資信託受益証券		45,452,258,361
流動資産合計		45,503,300,785
資産合計		45,503,300,785
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		1,887,681
未払委託者報酬		3,775,343
未払利息		128
その他未払費用		540,000
流動負債合計		6,203,152
負債合計		6,203,152
純資産の部		
元本等		
元本	1	45,163,221,039
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		333,876,594
（分配準備積立金）		(308,393)
元本等合計		45,497,097,633
純資産合計		45,497,097,633
負債純資産合計		45,503,300,785

（注）投資信託受益証券の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 期首元本額	27,627,262,212円
期中追加設定元本額	40,374,921,342円
期中一部解約元本額	22,838,962,515円
2 受益権の総数	45,163,221,039口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	(2019年 6月20日現在)
	当期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△8,956,111
合計	△8,956,111

(注)「当期間」とは当投資信託受益証券の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2019年 6月20日現在)
1口当たり純資産額	1.0074 円
(1万口当たり純資産額)	(10,074 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	短期国債マザーファンド	44,780,550,110	45,452,258,361	
合計		44,780,550,110	45,452,258,361	

（注）親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

＜参考＞

「債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞」及び「短期国債ファンドVA＜適格機関投資家限定＞」は「短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(2019年 6月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		79,674,684
コール・ローン		71,243,110,801
流動資産合計		71,322,785,485
資産合計		71,322,785,485
負債の部		
流動負債		
未払利息		179,610
その他未払費用		5,621
流動負債合計		185,231
負債合計		185,231
純資産の部		
元本等		
元本	1	70,268,403,526
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		1,054,196,728
元本等合計		71,322,600,254
純資産合計		71,322,600,254
負債純資産合計		71,322,785,485

（注）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当する事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 期首元本額	53,810,364,639円
期中追加設定元本額	41,860,151,486円
期中一部解約元本額	25,402,112,599円
元本の内訳	
ファンド名	
短期国債ファンドV A＜適格機関投資家限定＞	44,780,550,110円
ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）	98,252円
ステート・ストリート新興国債券インデックス・オープン	19,637円
米国株式インバースファンド（建玉非調整型）／為替ヘッジあり B＜適格機関投資家限定＞	12,201,416,897円
フレックス資産配分ファンド・プラス＜適格機関投資家限定＞	8,758,991,772円
債券タームスプレッド・プレミア戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞	2,559,113,498円
為替スマートベータ・プレミア戦略ファンド＜適格機関投資家限定＞	1,968,213,360円
計	70,268,403,526円
2 受益権の総数	70,268,403,526口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2019年 6月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	(2019年 6月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0150 円 (10,150 円)

(3) 附属明細表**第1 有価証券明細表****① 株式**

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年7月31日現在)

I 資産総額	697,875,775円
II 負債総額	372,915円
III 純資産総額（I－II）	697,502,860円
IV 発行済口数	686,966,621口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0153円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（１）受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（３）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（４）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

＜受益権の譲渡＞

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

＜受益権の再分割＞

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜償還金＞

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日

以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて＞

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額
委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。
- ② 発行する株式の総数
委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。
- ③ 発行済株式の総数
委託会社の発行済株式総数は6,200株です。
- ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

- ① 会社の意思決定機構
取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。
- ② 投資運用の意思決定機構
 - 1) 運用基本方針の決定
投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。
 - 2) 運用実施計画の作成
ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。
 - 3) 運用の実行
ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2019年7月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、134本であり、その純資産総額は2,290,802百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)			当事業年度 (2019年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
預金		2,376,164			2,933,318	
有価証券		22,684			44,368	
前払金		46,929			42,741	
前払費用		8,682			15,949	
未収入金		210,888			500,748	
未収還付法人税等		1,020			2,367	
未収委託者報酬		642,874			617,227	
未収収益		221,238			122,922	
流動資産計		3,530,482	53.2		4,279,642	60.3
固定資産						
有形固定資産		106,070			84,968	
建物附属設備	※ 1	79,548			66,820	
器具備品	※ 1	26,521			18,147	
無形固定資産		0			0	
ソフトウェア	※ 2	0			0	
投資その他の資産		3,002,584			2,732,068	
長期差入保証金		66,014			63,377	
繰延税金資産		2,931,719			2,662,416	
その他投資		4,850			6,275	
固定資産計		3,108,655	46.8		2,817,037	39.7
資産合計		6,639,137	100.0		7,096,680	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2018年3月31日現在)			当事業年度 (2019年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		123,003			134,522	
未払金		295,067			286,607	
未払手数料	131,425			123,825		
その他未払金	163,642			162,781		
未払費用		2,095			1,928	
未払法人税等		6,486			1,181	
未払消費税等		33,130			27,995	
賞与引当金		85,243			57,088	
流動負債計		545,027	8.2		509,323	7.2
固定負債						
退職給付引当金		65,230			67,644	
固定負債計		65,230	1.0		67,644	1.0
負債合計		610,257	9.2		576,968	8.1
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,028,879	90.8		6,519,711	91.9
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	5,609,759			6,100,591		
純資産合計		6,028,879	90.8		6,519,711	91.9
負債・純資産合計		6,639,137	100.0		7,096,680	100.0

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期 別 科 目	前事業年度 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日			当事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日		
	金 額		構成比	金 額		構成比
			%			%
営業収益						
委託者報酬		2,350,838			2,337,607	
投資顧問収入		1,772,901			2,367,856	
その他営業収益 ※		20,464			17,873	
営業収益計		4,144,205	100.0		4,723,337	100.0
営業費用						
支払手数料		523,308			502,719	
広告宣伝費		43,448			39,808	
公告費		1,140			1,140	
調査費		417,484			585,088	
調査費	257,351			353,007		
委託調査費	158,734			230,952		
図書費	1,398			1,129		
委託計算費		151,080			153,098	
営業雑経費		31,907			44,871	
通信費	4,058			4,783		
印刷費	9,892			9,076		
協会費	9,442			8,632		
諸会費	2,072			6,374		
その他	6,441			16,005		
営業費用計		1,168,368	28.2		1,326,726	28.1
一般管理費						
給料		1,277,564			1,315,296	
役員報酬	249,245			211,622		
給料・手当	804,242			876,471		
賞与	162,677			192,102		
賞与引当金繰入額	61,399			35,098		
交際費		3,788			3,029	
旅費交通費		26,904			21,095	
租税公課		11,290			6,373	
不動産賃借料		95,293			104,671	
退職給付費用		41,704			79,897	
固定資産減価償却費		22,523			21,600	
福利厚生費		113,473			116,798	
事務手数料 ※		254,170			773,947	
諸経費		145,755			190,123	
一般管理費計		1,992,467	48.1		2,632,834	55.7
営業利益		983,368	23.7		763,777	16.2
営業外収益						

有価証券運用益		3,607			1,711	
雑収入		9,153			50	
営業外収益計		12,761	0.3		1,762	0.0
営業外費用						
支払利息		169			—	
為替差損		601			46	
雑損失		241			277	
営業外費用計		1,012	0.0		324	0.0
経常利益		995,117	24.0		765,215	16.2
特別利益						
事業再構築費用戻入		—			5,262	
特別利益計		—	0.0		5,262	0.1
特別損失						
事業再構築費用		28,134			6,296	
事務処理損失		0			714	
ゴルフ会員権売却損		—			2,800	
特別損失計		28,134	0.7		9,811	0.2
税引前当期純利益		966,983	23.3		760,665	16.1
法人税,住民税及び事業税		530	0.0		530	0.0
法人税等調整額		340,417	8.2		269,303	5.7
当期純利益		626,035	15.1		490,831	10.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	4,983,724	5,092,844	5,402,844	5,402,844
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	626,035	626,035	626,035	626,035
当期変動額合計	—	—	—	626,035	626,035	626,035	626,035
当期末残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
			別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	77,500	31,620	5,609,759	5,718,879	6,028,879	6,028,879
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	490,831	490,831	490,831	490,831
当期変動額合計	—	—	—	490,831	490,831	490,831	490,831
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,100,591	6,209,711	6,519,711	6,519,711

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 ① リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～ 7年
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括損益処理しております。
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更〕

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」669,807千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」2,931,719千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従い、その記載をしておりません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （ 2018年3月 31日現在 ）	当事業年度 （ 2019年3月 31日現在 ）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 42,115千円 器 具 備 品 29,212千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 54,843千円 器 具 備 品 38,003千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（損益計算書関係）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額20,209千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額254,170千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。	※移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額17,341千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額773,947千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

該当ありません。

当事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日
2019年6月26日 定時株主総会（予定）	普通株式	490,000千円	79,032.25円	2019年3月31日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

2018年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,376,164	2,376,164	—
(2) 未収入金	210,888	210,888	—
(3) 未収委託者報酬	642,874	642,874	—
(4) 預り金	123,003	123,003	—
(5) 未払手数料	131,425	131,425	—
(6) その他未払金	163,642	163,642	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

2019年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,933,318	2,933,318	—

(2)未収入金	500,748	500,748	—
(3)未収委託者報酬	617,227	617,227	—
(4)預り金	134,522	134,522	—
(5)未払手数料	123,825	123,825	—
(6)その他未払金	162,781	162,781	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 預り金、(5) 未払手数料及び(6) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (2018年3月 31日 現在)		当事業年度 (2019年3月 31日 現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	22,684千円	貸借対照表計上額	44,368千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	△1,913千円	に含まれた評価差額	1,704千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	
該当事項はありません。		同左	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
2011年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。 また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
退職給付債務の期首残高	469,114
勤務費用	45,881
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	9,915
退職給付の支払額	△ 51,823
退職給付債務の期末残高	473,087

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付債務の期首残高	473,087
勤務費用	51,555
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	52,891
退職給付の支払額	△ 75,129
退職給付債務の期末残高	502,405

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
年金資産の期首残高	367,412
期待運用収益	2,717
数理計算上の差異の発生額	8,568
事業主からの拠出額	53,470
退職給付の支払額	△ 51,823
年金資産の期末残高	380,344

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
年金資産の期首残高	380,344
期待運用収益	2,814
数理計算上の差異の発生額	32,480
事業主からの拠出額	56,396
退職給付の支払額	△ 75,129
年金資産の期末残高	396,905

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	473,087
年金資産	△ 380,344
	92,742
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	92,742
未認識数理計算上の差異	△1,347
未認識過去勤務費用	△26,164
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,230

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
積立型制度の退職給付債務	502,405
年金資産	△ 396,905
	105,499
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	105,499
未認識数理計算上の差異	△20,411
未認識過去勤務費用	△ 17,443
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,644

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
--	--

退職給付費用	25,902
(1)勤務費用	45,881
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,717
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	△25,983

(単位：千円)

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
退職給付費用	58,810
(1)勤務費用	51,555
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益（減算）	2,814
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	1,347

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2018年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.0%
その他	2.0%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（2019年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2018年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2019年3月 31日現在)
(1)割引率	0.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,262千円であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は18,720千円 であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳	
(単位：千円)		(単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
連結納税適用に伴う影響額	1,837,768	連結納税適用に伴う影響額	1,225,179
賞与引当金繰入超過額	21,749	賞与引当金繰入超過額	14,373
退職給付引当金	21,040	退職給付引当金	21,778
繰越欠損金	1,001,357	(注)繰越欠損金	1,372,856
その他	49,802	その他	28,228
繰延税金資産 合計	2,931,719	繰延税金資産 合計	2,662,416
繰延税金負債との相殺	-	繰延税金負債との相殺	-
繰延税金資産の純額	2,931,719	繰延税金資産の純額	2,662,416

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	1,372,856	1,372,856
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,372,856	(*2) 1,372,856

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1,372,856千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1,372,856千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率	30.8%	法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	4.5%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	5.3%
その他	<u>△ 0.1%</u>	その他	<u>△ 0.5%</u>
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.2%</u>	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	<u>35.4%</u>

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は
35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

（セグメント情報）

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2.セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日											
種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アソシエーツ・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払	155,038	前払金	4,422
								投資顧問料の支払	100,307	未収入金	38,775
								人件費等の支払	98,690	未払金	14,495
								事務手数料の受取	20,209		
								事務手数料の支払	254,170		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託	35,330	前払金	42,506
								人件費等の支払	141,349		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	16,773	-	-
								投資顧問料の支払			
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	255	-	-
								投資顧問料の支払	14,663		

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）
						役員の兼 任等	事業上の 関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払	229,260	前払金	8,051
								投資顧問料の支払	164,709	未払金	30,899
								人件費等の支払	135,677		
								事務手数料の受取	17,341		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託	35,235	前払金	34,689
								人件費等の支払	159,558		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	16,146	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	531 19,937	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

Ⅱ親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
1株当たり純資産 972,399円98銭 1株当たり当期純利益 100,973円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,051,566円42銭 1株当たり当期純利益 79,166円44銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
当期純利益（千円）	626,035	490,831
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	626,035	490,831
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月 31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月 31日
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名 称

三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額

342,037百万円（2019年3月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

① 名 称	② 資本金の額	③ 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社※	342,037百万円 (2019年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (2019年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※三井住友信託銀行株式会社は、当初申込日においては委託会社による買付にかかる取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

書類名	提出年月日
半期報告書	2019年 6月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2019年 6月19日

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2019年7月31日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート債券タームスプレッド・プレミアム戦略オープン2018年9月20日から2019年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート債券タームスプレッド・プレミアム戦略オープン2019年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。